

事務連絡
令和5年10月27日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（依頼）

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年9月27日 文部科学省総合教育政策局長通知）にて御連絡したとおり、教科に関する専門的事項に関する科目（以下「教科専門科目」という。）の科目区分が多い中学校の理科、技術及び家庭並びに高等学校の理科、家庭及び情報（以下「対象教科」という。）について、科目区分の統合等を行うため、教育職員免許法施行規則を改正しました。

ついては、対象教科の教職課程を置く大学においては、令和6年度から改正後の教育職員免許法施行規則に基づく教職課程を開始することとなります。対象教科の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回依頼する変更手続については、対象教科に関する「教科及び教科の指導法に関する科目」に関するものとし、その他の令和6年度に係る教職課程に関する教育課程の変更については、教職課程認定申請の手引きによる通常の変更届の提出方法に沿って、変更後の教育課程を実施する前までに提出して差支えないことを申し添えます。

記

1. 対象となる大学等
対象教科の教職課程を置く各国公私立大学（専修免許状に関する教職課程は除く。）
2. 書類提出期限
令和6年2月29日（木）
3. 必要書類及び書類の作成方法等
別添の「教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領」を確認すること。

以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室教職課程認定係
TEL:03-5253-4111（内線 2451、2453）
Mail:kyo-men@mext.go.jp

教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

対象教科の教職課程を置く各国公私立大学

(2) 提出期限

令和6年2月29日（木）

(3) 提出方法

《提出書類》

①かがみ（別紙1）

②変更一覧表（別紙2）

③対象教科に係る教科及び教科の指導法に関する科目等の変更届新旧対照表（別紙3）

※教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届のため、授業科目の新設・廃止及び名称変更等並びに教職専任教員の変更・追加等がない場合も提出すること。

※様式については、本事務連絡に添付する様式を使用することとし、対象教科に係る「大学が独自に設定する科目」に変更がある場合は、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」を合わせて提出すること。

《提出方法》

・提出の際は、全書類を一つのPDFファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URLに提出すること（書類の郵送及び持参の必要はない）。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。

（電子ファイル名）【〇〇大学】対象教科に関する変更届.pdf

・1大学当たり、1ファイルの提出とすること（複数学科等に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。）。

・各様式は①、②、③の順に並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

・PDFファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。

1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること。

2) ページレイアウトは「連続」

3) 表示比率は「幅に合わせる」

※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/e54f6a054d414a808469d2c606145037>

※提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。

<https://forms.office.com/r/TVsQt5Qa5P>

2. 作成要領

(1) かがみ (別紙1)

1 大学の複数学科等に対象教科の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。(学科等ごとの教職課程の別は別紙2の「変更一覧表」に記載すること。)

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者(設置者)名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者(設置者)の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 件名の括弧内について変更届を提出する教科のみを記載すること(中高の別は不要)。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))	文書番号 ① 令和〇年〇月〇〇日
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	③ 届出者 (設置者) 名 届出者 (設置者) の長の職名及び氏名
	④
	⑤ 〇〇大学の教科専門科目改正対象教科 (理科・技術・家庭・情報) に係る変更について (届出)
この度、令和5年9月27日に公布された教育職員免許法施行規則の改正に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。	

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類及び変更内容について記載すること。対象教科の教職課程を置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定申請の手引き (令和6年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・変更一覧表の順番に揃えて提出すること。
- ・科目区分は変更となるが、授業科目に変更がない場合は変更内容等に記載は不要。
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」に設定している授業科目を「大学が独自に設定する科目」に変更する場合は、当該授業科目の変更内容等において、「教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表」では削除、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」では科目区分変更と記載すること。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教職課程、教育研究組織以外に変更がない場合については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本改正による教職課程の開始は、令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、在校生にも対応することは可能であるため、その場合は新旧対照表の備考に記載すること。